

内部統制システム整備の基本方針

本法人は、令和7年3月25日、理事会において、理事の職務執行が法令・寄附行為に適合すること及び法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関し、本法人の基本方針を以下のとおり決定した。

1. 経営に関する管理体制

- ① 本法人は、理事会を定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令・寄附行為に従い、必要な事項については評議員会の意見を聴いたうえで、業務執行上の重要事項を審議・決定するとともに、理事の職務執行を監督する。
- ② 本法人は、寄附行為に基づき、理事会、常任理事会及び評議員会について、その役割、権限及び体制を明確にし、適切な運営を行う。
- ③ 本法人は、寄附行為、「理事会の権限委譲に関する規則」及び理事会の決定に基づき、業務を執行する理事の担当業務を明確化し、事業運営の適切かつ迅速な推進を図る。
- ④ 本法人は、職務分掌・決裁権限を明確にし、理事、職員等の職務執行の適正性を確保するとともに、機動的な業務執行をはかり、有効性・効率性を高める。
- ⑤ 本法人は、理事会、評議員会等の重要会議の議事録その他理事の職務執行に係る情報については、寄附行為及び「文書保存規定」に基づき、適切に作成、保存及び管理する。
- ⑥ 本法人は、内部監査部門を設置し、業務の適正及び効率性を確保するため、業務を執行する各部門の職務執行状況等を定期的に監査する。

2. コンプライアンスに関する管理体制

- ① 本法人は、本法人の役員及び職員が、法令及び寄附行為等を遵守し、倫理観をもって事業活動等を行う組織風土を高めるために、「コンプライアンス規則」を定める。
- ② 本法人の役員及び職員のコンプライアンス意識の醸成と定着を推進するため、各職務執行部署が、関連する教育及び啓発活動を適切に実施する。
- ③ 本法人は、本法人内に通報窓口を常設し、不正の未然防止を図るとともに、通報があった場合には、速やかな調査と必要な是正を行いうる体制を整備する。通報窓口又は監事に対し、コンプライアンスに関する相談又は違反に係る通報をしたことを理由に、不利益な取扱いを行わない。
- ④ 内部監査部門は、職員等の職務執行状況について監査し、その結果を理事長、監事及び理事会に報告する。理事等は、当該監査結果を踏まえ、必要な改善を図る。
- ⑤ 本法人は「コンプライアンス規則」に従って、理事会において迅速に状況を把握するとともに、必要に応じ、監事や外部専門家と協力しながら適正に対応する。

3. リスク管理に関する体制

- ① リスク管理に関し、本法人は「リスク管理規則」を整備し、役割権限やリスクの評価、リスク対応方法等を定める。
- ② 事業活動に関するリスクについては、法令及び本法人の規程等に基づき、職務執行部署が自律的、かつ主体的に管理することを基本とする。

- ③ リスクの管理については、職務執行部署が各々に行うとともに、内部監査部門が、重要リスクが適切に管理されているかを適宜監査し、その結果について理事長、監事及び理事会に報告する。
- ④ 本法人の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要リスクについては、理事会で情報共有し、必要な対策を決定する。
- ⑤ 理事会は、業務執行に関するリスクを定期的に確認し、必要に応じて、リスク管理体制についても見直しを行う。

4. 監査環境の整備（監事の監査業務の適正性を確保するための体制）

- ① 監事は、「監事監査規則」に基づき、公平不偏の立場で監事監査を行う。
- ② 監事は、理事会、評議員会等への出席並びに重要書類の閲覧、審査及び質問等を通して、理事等の職務執行についての適法性、妥当性に関する監査を行う。
- ③ 監事は、理事会が決定する内部統制システムの整備について、その決議及び決定内容の適正性について監査を行う。
- ④ 監事は、重要な書類及び情報について、その整備・保存・管理及び開示の状況など、情報保存管理体制及び情報開示体制の監査を行う。
- ⑤ 本法人は、監事の職務を補助するものとして、監事の求めに応じ、理事からの独立性を有する補助職員を配置する。補助職員は、監事の指示に従い職務を行う。
- ⑥ 補助職員は、監事に同行して、理事会、評議員会等の重要な会議及び理事長との定期的な会合に陪席する。
- ⑦ 理事又は職員等は、本法人に著しい損害を与えるおそれのある事実又は法令、寄附行為その他の規程等に反する行為等を発見したときは、速やかに理事長及び監事に報告する。理事又は職員等が、理事長及び監事に報告する窓口は内部監査室とし、報告すべき対象事項、報告方法、報告受付後の処理手続及び関係職員の責務等は、トヨタ学園公益通報等に関する規則に規定するとおりとする。
- ⑧ 理事及び職員等は、職務執行状況等について、監事が報告を求めた場合には、速やかにこれに応じる。
- ⑨ 理事長は、定期的に監事と会合を持つなどにより、事業の遂行と活動の健全な発展に向けて意見交換を図り、相互認識を深める。
- ⑩ 監事が職務の執行について、本法人に対して費用の前払又は償還、債務の債権者に対する弁済の請求をしたときは、本法人は、当該請求に係る費用又は債務が当該監事の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかにこれに応じる。

5. 本方針の改廃

本方針に見直しの必要性が生じた場合は、理事会の決議により改正する。